

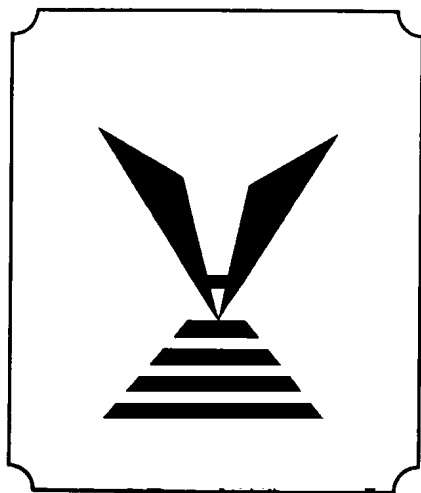
企業會計諸則集

〔改訂版〕

企業會計諸則集

〔改訂版〕

同文館編



同 文 館

版權所有

昭和38年6月15日	初版發行
昭和38年11月15日	14版發行
昭和39年4月15日	新補版發行
昭和39年9月1日	新補13版發行
昭和39年10月1日	新版發行
昭和43年4月5日	新版36版發行
昭和43年10月30日	新裝版發行
昭和49年3月1日	新裝49版發行
昭和49年12月15日	新編版發行
昭和51年4月15日	新編20版發行
昭和51年12月20日	追補版發行
昭和57年2月5日	追補40版發行
昭和57年10月30日	最新版1版發行
昭和62年3月10日	最新版6版發行
昭和63年4月25日	增補版發行
平成元年4月25日	改訂版發行

[檢印省略]
略称—會計諸則(改)

企業會計諸則集 (改訂版)

編者 同文館出版株式会社
發行者 中島朝彦

發行所 同文館出版株式会社

東京都千代田区神田神保町1-41 〒101

電話(東京) 294-1801~6 振替東京0-42935

○ 同文館出版株式会社

印刷: 手塚印刷

Printed in Japan 1989

製本: トキワ

ISBN 4-495-11614-2

序

昭和二十四年七月に「企業会計原則・財務諸表準則」が公表されてから三十有余年の歳月を閲した。この間「監査基準」、「原価計算基準」等が制定され、また証券取引法に基づく職業的監査人による財務諸表監査が実施され、さらに商法の大幅な改正を契機として、監査体制の充実強化が図られるなど、わがくにの会計制度は画期的な発展をとうげた。

「企業会計原則」は企業会計の実務の中の慣習として発達してきたもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものである。そしてそれは法律的な強制力をもつものではないが、商法の改正に当って、同一趣旨の規定が設けられ、また解釈に当って、公正なる会計慣行として斟酌されるべきものとされ、いまや、企業会計の実務全般にわたって浸透し、すでに欠くことのできないものとなっている。

本書はわがくにの会計制度に関する諸則をほとんど網羅的に収録している。すなわち、「企業会計原則及び同注解」をはじめ、わがくにの制度会計および監査の基準となる企業会計審議会による「連結財務諸表原則及び同注解」、「中間財務諸表作成基準及び同監査基準」、「外貨建取引等会計処理基準及び同注解」、「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」、「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」、「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」、「企業会計上の個別問題に関する意見」(抄)、「原価計算基準」、「監査基準」および「監査実施準則・監査報告準則」、証券取引法による法定監査に関する「証券取引法及び同施行令」(抄)、「財務諸表等規則」・「財務諸表等規則取扱要領」、「連結財務諸表規則」・「連結財務諸表規則取扱要領」、「中間財務諸表規則」・「中間財務諸表規則取扱要領」および「財務諸表等の監査証明に関する

省令及び同取扱通達」、「商法」(抄)並びにそれに関連する「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」および「株式会社社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」、さらに職業会計人制度に関する「公認会計士法(抄)及び同施行令」および「税理士法及び同施行令」(抄)などを、原文に忠実に、しかもハンディーな形で収録したものである。

本諸則集の編集に当っては、中央大学飯野利夫氏および一橋大学森田哲彌氏を煩わして、全諸則について明快な頭注を付けてそれらを的確に収録することに努め、また、巻末に主要な条文用語についての事項索引を付して、諸規則を相互に对照することが可能になるように配慮し、さらに「監査報告基準」と「監査報告準則」、「財務諸表等規則」と「財務諸表等規則取扱要領」、「連結財務諸表規則」と「連結財務諸表規則取扱要領」、「中間財務諸表規則」と「中間財務諸表規則取扱要領」、「財務諸表等の監査証明に関する省令」と「同取扱通達」を上下二段に对照して示して、使用の便をはかった。ここに両氏に対して厚く感謝の意を表する。

本書が会計学徒・実務家諸氏の座右の書として、何ほどの役目を果たすことができれば幸いこれに過ぎるものはない。

昭和五十七年九月

編 者

本版は、昭和六十三年五月に企業会計審議会から公表された「セグメント情報の開示基準」を追加収録すると共に、同年中に改正された「株式会社社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」、「証券取引法及び同施行令」および「財務諸表等の監査証明に関する省令」等について、改正箇所を修正を行った。

平成元年四月

目次

企業会計原則・同注解

企業会計原則の設定について	五
企業会計原則の一部修正について	八
企業会計原則	一〇
第一 一般原則	一〇
第二 損益計算書原則	二〇
第三 貸借対照表原則	三三
企業会計原則注解	七
1 重要性の原則の適用について	七
1-1 重要な会計方針の開示について	七
1-2 重要な後発事象の開示について	七
1-3 重要な後発事象の開示について	七
1-4 注記事項の記載方法について	七
2 資本取引と損益取引との区別について	八
3 継続性の原則について	八
4 保守主義の原則について	八
5 経過勘定項目について	九
6 実現主義の適用について	九
7 工事収益について	二〇
8 製品等の製造原価について	二〇
9 原価差額の処理について	二〇

10 たな卸資産の評価損について	二
11 内部利益とその除去の方法について	二
12 特別損益項目について	二
13 法人税等の追徴税額等について	二
14 削除	二
15 将来の期間に影響する特定の費用について	三
16 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について	三
17 貸倒引当金又は減価償却累計額の控除形式について	三
18 引当金について	三
19 剰余金について	三
20 減価償却の方法について	三
21 たな卸資産の貸借対照表価額について	四
22 社債の貸借対照表価額について	四
23 債権の貸借対照表価額について	四
24 国庫補助金等によって取得した資産について	四
25 営業権について	五
〔参考〕負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に 関する解釈指針	六
連結財務諸表原則・同注解	二
連結財務諸表の制度化に関する意見書	二
連結財務諸表原則	三
第一 連結財務諸表の目的	三

16	連結損益計算書及び連結剰余金計算書の表平方法について	四一
15	たな卸資産、固定資産等に含まれる未実現損益の消去について	四〇
14	会社相互間取引の相殺消去について	四〇
13	連結貸借対照表の表示方法について	四〇
12	持分法適用の範囲からの除外について	四〇
11	関連会社に該当しない会社について	四〇
10	持分法について	三九
9	債権と債務の相殺消去について	三九
8	少数株主持分について	三九
7	投資勘定の消去差額の処理について	三八
6	投資勘定と資本勘定の相殺消去について	三八
5	決算日の差異がある場合の取扱について	三八
4	小規模子会社の連結の範囲からの除外について	三八
3	議決権のある株式又は出資の実質的所有について	三八
2	連結のための個別財務諸表の修正について	三八
1	重要性の原則の適用について	三八
	連結財務諸表原則注解	三七
	第七 連結財務諸表の注記事項	三六
	第六 連結剰余金計算書の作成基準	三六
	第五 連結損益計算書の作成基準	三四
	第四 連結貸借対照表の作成基準	三三
	第三 一般基準	三三
	第二 一般原則	三三

中間財務諸表作成基準・中間財務諸表監査基準

半期報告書で開示すべき中間財務諸表に関する意見書

四	中間財務諸表作成基準
	第一 一般原則
	第二 作成基準
	第三 中間財務諸表の表示
	中間財務諸表監査基準
	第一 中間財務諸表の監査手続
	第二 中間財務諸表の監査意見
	外貨建取引等会計処理基準・同注解
	外貨建取引等会計処理基準の設定について
	外貨建取引等会計処理基準に関する注解の追加について
	外貨建取引等会計処理基準
	一 外貨建取引
	二 在外支店の財務諸表項目
	三 在外子会社等の財務諸表項目
	外貨建取引等会計処理基準注解
	1 外貨建取引の範囲について
	2 外貨建金銭債権債務について
	3 取引発生時の為替相場について
	4 決算時の為替相場について
	4-2 外貨建長期金銭債権債務等に係る為替予約について
	5 外貨建短期金銭債権債務及び外貨建長期金銭債権債務について
	6 外貨建有価証券等に対する低価基準等の適用について

7	在外支店の外貨表示財務諸表項目の換算に対する決算日レート法の適用について	五
8	在外支店のたな卸資産に対する低価基準等の適用について	五
9	在外子会社等の外貨表示財務諸表項目の換算に対する決算日レート法の適用について	五
セグメント情報の開示に関する意見書		
一	セグメント情報の開示基準の設定について	五
二	セグメント情報開示制度の運用等について	五
セグメント情報の開示基準		
一	セグメント情報の定義及び種類	六
二	開示すべきセグメント情報	六
三	セグメント情報の開示方法	六
商法と企業会計原則との調整に関する意見書		
第一	会計帳簿	六
第二	貸借対照表および損益計算書	六
第三	財産目録および決算貸借対照表記載価額	六
第四	会社の決算期と中間配当	六
第五	監査役と証券取引法による公認会計士の監査	六
第六	計算書類の作成	六
第七	計算書類の確定	六
第八	財産の評価	六

第九	創業費	六
第十	繰延資産	六
第十一	自己株式	六
第十二	資本準備金	六
第十三	臨時巨額の損失	六
第十四	計算書類附属明細書	六
税法と企業会計原則との調整に関する意見書		
総論	税法と企業会計原則との調整に関する意見書について	六
第一	租税目的のための会計原則の適用	六
一	発生主義の原則の適用	六
二	実現主義の原則の適用	六
三	費用収益対応の原則の適用	六
四	継続性の原則の適用	六
第二	資本剰余金と利益剰余金との区分	六
一	資本取引から生ずる剰余（資本剰余金）	六
二	資本的資産の取引から生ずる利得（キャピタルゲイン）	六
各論		
第一	損益の期間的割当の問題	六
一	未収収益	六
二	割賦販売収益	六
三	積送品販売収益	六
四	長期工事収益	六

五	臨時巨額の損失	六六
六	貸倒準備金と貸倒引当金	六六
七	棚卸手続と棚卸資産の評価	六七
八	価格変動準備金	六九
九	固定資産の減価償却	六九
第二	資本剰余金の問題	六九
一	株式額面超過金および無額面株の払込剰余金	六九
二	固定資産再評価益	七〇
三	減資差益	七〇
四	合併差益	七二
五	自己株式の買取差額および売却差額	七三
六	国庫補助金（建設助成金）	七四
七	工事負担金	七五
八	保険差益	七六
九	株主の贈与および債務免除益	七七
税法と企業会計との調整に関する意見書		
総論	税法と企業会計との調整に関する意見書について	九八
一	税法における適正な企業経理の尊重	一〇〇
二	企業の会計実務における継続性の重視	一〇二
三	企業会計原則における問題	一〇三
各論		
一	会計方法の選択の自主性	一〇四

二	重要性の判断の弾力性	一〇七
三	画一的基準の緩和	一〇七
四	事実認定の自主性	一〇八
五	表示上の調整	一〇九
企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書		
連続意見書第一 財務諸表の体系について		一一三
一	財務諸表の体系の統一	一一三
二	企業会計原則と財務諸表規則	一一三
三	企業会計原則と商法	一一三
四	企業会計原則と税法	一一五
連続意見書第二 財務諸表の様式について		一二六
一	財務諸表の様式の統一	一二六
二	財務諸表規則による財務諸表の様式	一二六
三	商法による財務諸表の様式	一二六
四	税法による財務諸表の様式	一二八
連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について		一二九
一	企業会計原則と減価償却	一二九
二	商法と減価償却	一二九
三	税法と減価償却	一二九
連続意見書第四 棚卸資産の評価について		一二七
一	企業会計原則と棚卸資産評価	一二七
二	商法と棚卸資産評価	一二七

第三 税法と棚卸資産評価	一六
連統意見書第五 繰延資産について	一〇〇
第一 企業会計原則と繰延資産	一〇〇
第二 商法と繰延資産	一〇三
第三 税法と繰延資産	一〇三
企業会計上の個別問題に関する意見（抄）	一〇九
第二 退職給与引当金の設定について	一一九
企業内容開示制度における物価変動 財務情報の開示に関する意見書	一六三
一 物価変動が企業会計に与える影響について	一六三
二 国際的動向について	一六四
三 物価変動に関する財務情報開示の今後の方向について	一六六
原価計算基準	一七二
原価計算基準の設定について	一七二
第一章 原価計算の目的と原価計算の一般的基準	一七三
第二章 実際原価の計算	一七七
第一節 製造原価要素の分類基準	一八〇
第二節 原価の費目別計算	一八二
第三節 原価の部門別計算	一八二
第四節 原価の製品別計算	一八四
第五節 販売費および一般管理費の計算	一八六
第三章 標準原価の計算	一九一
第四章 原価差異の算定および分析	一九四
第五章 原価差異の会計処理	一九六
監査基準・監査実施準則・監査報告準則	一九九
財務諸表の監査について	一九九
監査基準の設定について	二〇一
監査基準及び監査報告準則の改訂について	二〇四
監査実施準則及び監査報告準則の改訂について	二〇四
監査実施準則の改訂について	二〇五
監査基準	二〇五
第一 一般基準	二〇六上
第二 実施基準	二〇六上
第三 報告基準	二〇七上
監査報告準則	二〇七上
監査実施準則	二〇七上
第一 総論	二〇七上
第二 通常の監査手続	二〇七上
後発事象の監査に関する解釈指針	二〇七上
商法（抄）	二〇七上
第一編 総則	二〇七上
第一章 法 例	二〇七上

第二章 商人	三五
第三章 商業登記	三五
第四章 商号	三六
第五章 商業帳簿	三六
第六章 商業使用人	三七
第七章 代理商	三八
第二編 会社	三九
第一章 總則	三九
第四章 株式會社	三九
第一節 設立	三九
第二節 株式	四〇
第三節 會社ノ機關	四二
第一款 株主總會	四二
第二款 取締役及取締役會	四三
第三款 監査役	四四
第三節ノ二 新株ノ發行	四五
第四節 會社ノ計算	四七
第五節 社債	四五
第一款 總則	四五
第二款 社債權者集會	四六
第三款 転換社債	四七
第四款 新株引受權附社債	四八
第六節 定款ノ變更	四九
第六節ノ二 資本ノ減少	五〇

第七節 會社ノ整理	二七七
第八節 解散	二七九
第九節 清算	二八三
第一款 總則	二八三
第二款 特別清算	二八四
附則	二八八
株式會社の監査等に関する法律	
第一章 總則	二九三
第二章 資本の額が五億円以上又は負債の合計金額が二億円以上の株式會社に関する特例	二九三
第三章 資本の額が一億円以下の株式會社に関する特例	二九七
第四章 罰則	二九九
附則	三〇〇
大会社の監査報告書に関する規則	三〇三
大会社の株主總會の招集通知に添付すべき参考書類等に関する規則	三〇四
計算書類規則	
(株式會社の貸借対照表、損益計算書、營業報告書及び附屬明細書に関する規則)	
第一章 總則	三〇八
第二章 貸借対照表	三〇九
第三章 損益計算書	三一三
第四章 營業報告書	三一五

第五章 附屬明細書	三五
第六章 貸借対照表及び損益計算書の公告	三六
附 則	三八

計算書類規則の特例に関する省令	三九
-----------------	----

(株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附屬明細書に関する規則の特例に関する省令)

証券取引法 (抄)

第一章 総 則	三七
第二章 企業内容等の開示	三九
第二章の二 有価証券の公開買付けに関する届出	三八
第八章 雑 則	三五〇
第九章 罰 則	三五四

証券取引法施行令 (抄)

第一章 総 則	三六
第二章 企業内容等の開示	三六
第三章 有価証券の公開買付けに関する届出	三六
第六章 雑 則	三六

財務諸表等規則・財務諸表等規則取扱要領

財務諸表等規則 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則)	三九上
第一章 総 則	三九上
第二章 貸借対照表	三〇上

第一節 総 則	三八上
第二節 資 産	三八上
第一目 総 則	三八上
第二目 流動資産	三八上
第三目 固定資産	三九上
第四目 繰延資産	三九上
第五目 雑 則	三九上
第三節 負 債	四〇上
第一目 総 則	四〇上
第二目 流動負債	四〇上
第三目 固定負債	四〇上
第四目 雑 則	四〇上
第四節 資 本	四〇上
第一目 総 則	四〇上
第二目 資本金	四〇上
第三目 資本準備金及び利益準備金	四〇上
第四目 その他の剰余金又は欠損金	四〇上
第五目 雑 則	四〇上
第三章 損益計算書	四〇上
第一節 総 則	四〇上
第二節 売上高及び売上原価	四〇上
第三節 販売費及び一般管理費	四〇上
第四節 営業外収益及び営業外費用	四〇上
第四節の二 特別利益及び特別損失	四〇上

第四節の三 当期末処分利益金額又は当期末処理損失金額	四三上
第五節 雑 則	四三上
第四章 削 除	
第五章 利益金処分計算書又は損失金処理計算書	四三上
第一節 總 則	四三上
第二節 利益金処分計算書	四三上
第三節 損失金処理計算書	四三上
第六章 附属明細表	四三上
第七章 外国会社の財務書類	四四上
附 則	四四上
様 式	四四上
財務諸表等規則取扱要領	
第一章 總 則	四六下
第二章 貸借対照表	四六下
第一節 總 則	四六下
第二節 資 産	四六下
第一目 總 則	四六下
第二目 流動資産	四六下
第三目 固定資産	四六下
第四目 繰延資産	四六下
第五目 削 除	四六下
第三節 負 債	四六下
第一目 總 則	四六下

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領)

第二目 流動負債	四三下
第三目 固定負債	四三下
第四目 雑 則	四三下
第四節 資 本	四三下
第一目 總 則	四三下
第二目 資本金	四三下
第三目 削 除	四三下
第四目 その他の剰余金又は欠損金	四三下
第五目 雑 則	四三下
第三章 損益計算書	四三下
第一節 總 則	四三下
第二節 売上高及び売上原価	四三下
第三節 販売費及び一般管理費	四三下
第四節 営業外収益及び営業外費用	四三下
第四節の二 特別利益及び特別損失	四三下
第五節 雑 則	四三下
第四章 削 除	四三下
第五章 利益金処分計算書又は損失金処理計算書	四三下
第六章 附属明細表	四三下
第七章 外国会社の財務書類	四三下
様 式	四三下
連結財務諸表規則・連結財務諸表規則取扱要領	
連結財務諸表規則	四六一

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則)

第一章 総 則	四七上
第二章 連結貸借対照表の記載方法	四八上
第一節 総 則	四八上
第二節 資 産	四八上
第三節 負 債	四九上
第四節 連結調整勘定	四九上
第五節 少数株主持分	四九上
第六節 資 本	四九上
第七節 雑 則	四九上
第三章 連結損益計算書の記載方法	四九上
第一節 総 則	四九上
第二節 売上高及び売上原価	五〇上
第三節 販売費及び一般管理費	五〇上
第四節 営業外収益及び営業外費用	五〇上
第五節 特別利益及び特別損失	五〇上
第六節 当期純利益又は当期純損失	五〇上
第七節 雑 則	五〇上
第四章 連結剰余金計算書	五〇上
第一節 総 則	五〇上
第二節 連結剰余金計算書の記載方法	五一上
附 則	五一上
連結財務諸表規則取扱要領	

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領)

第一章 総 則	四七上
第二章 連結貸借対照表の記載方法	四八上
第三章 連結損益計算書の記載方法	四九上
第四章 連結剰余金計算書	五〇上
第五章 雑 則	五〇上
様 式	五二下
証券取引法における連結財務諸表の持分法の適用について	五九
「証券取引法上の連結財務諸表の制度化について」の一部改正について	五三
中間財務諸表規則・中間財務諸表規則取扱要領	
中間財務諸表規則	
(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則)	
第一章 総 則	五四上
第二章 中間貸借対照表の記載方法	五〇上
第一節 総 則	五〇上
第二節 資 産	五二上
第三節 負 債	五三上
第四節 資 本	五八上
第五節 雑 則	五九上
第三章 中間損益計算書の記載方法	五四上

目次

第一節 總 則	五二上
第二節 売上高及び売上原価	五二上
第三節 販売費及び一般管理費	五三上
第四節 営業外収益及び営業外費用	五三上
第五節 特別利益及び特別損失	五四上
第六節 中間未処分利益金額又は中間未処理損失金額	五四上
第七節 雑 則	五八上
第四章 外国会社の中間財務書類	五九上
附 則	五三上
中間財務諸表規則取扱要領	
(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領)	
第一章 總 則	五四下
第二章 中間貸借対照表の記載方法	五四下
第三章 中間損益計算書の記載方法	五四下
第四章 外国会社の中間財務書類	五九下
様 式	五五
財務諸表等の監査証明に関する省令	五九上
財務諸表等の監査証明に関する省令取扱通達	五九下

わが国の企業内容開示制度における外国会社の財務諸表について	五九五
わが国の公認会計士等による外国会社の財務諸表の監査証明について	五九六
外国会社の財務諸表の監査証明について	五九七
公認会計士法（抄）	
第一章 總 則	六〇二
第二章 公認会計士試験	六〇三
第四章 公認会計士及び会計士補の義務	六〇五
第五章 公認会計士及び会計士補の責任	六〇六
第五章の二 監査法人	六〇七
第六章 公認会計士審査会	六二
公認会計士法施行令	六三
税理士法（抄）	
第一章 總 則	六七
第二章 税理士試験	六九
第四章 税理士の権利及び義務	六三
第五章 税理士の責任	六五

第五章の二 税理士審査会 六六

税理士法施行令（抄） 六八

付 録

法務省計算書類規則による財務諸表の様式 六三
（経団連・案）

事項索引 卷末

會計原則

連結原則
中間基準等

調整意見書

連續意見書

個別意見等

原 価 計 算
基 準

監 査 基 準

商 法

証券取引法

財務諸表等
規 則

監 査 証 明
省 令

外国会社

關 連 法

付 録
事項索引

企業會計諸則集